

イベントの制限、飲食店の認証制度

イベントの制限

イベント等の開催に係る制限については、5月7日をもって、終了となります。

- イベント等の開催にあたって、収容率や人数上限といった規模要件の取扱いは、終了となります。
- チェックリストの作成・公表、感染防止安全計画の策定・提出は、必要なくなります。

飲食店の認証制度

「かがわ安心飲食店認証制度」については、5月7日をもって、終了となります。

- 制度終了にあたって、特に、店舗側で必要となる手続きはありませんが、ホームページなどで「かがわ安心飲食店」の名称を使用している場合など、制度終了により、認証店の効力はなくなることにご注意ください。
- ステッカーについては、はがしていただき、はがしたものは処分いただいて構いません。
※ワクチン・検査パッケージ制度登録店についても、同様の取扱いとなります。
- 県や国などの補助金等により取得した財産（機械、パーティション等）を処分する場合は、交付を受けた補助金等の交付要綱等をご確認いただき、必要に応じて、補助金等を交付した行政庁にお問い合わせください。
- なお、かがわ安心飲食店認証制度認証取得補助金により購入した物品等について、単価が50万円（税抜）以上のものについては、一定の期間は処分が制限されますが、これに該当しない物品等については、処分に関する制限はありません。

※5類感染症に変更された以降は、業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなります。